

「どだなだ」… お互いの仕事の様子や子どもたちの状況を気軽に聞き合い
業務の分担や平準化、支え合える職場環境にしましょう。

県教育委員会では、令和元年 12 月に『働き方改革プラン』を策定しました（県のホームページにも掲載）。実効あるプランとするための 10 本の柱は、「どだなだ 第 10 号（12 月号）」で示したとおりですが、基本方針、具体的目標及び「在校等時間」について、再掲します。

働き方改革プランの基本方針と具体的目標

基本方針

公立学校教員の在校等時間^{※1}の超過勤務時間が「月 45 時間」「年 360 時間」を超えない

〔児童生徒等に係る臨時的な特別の事情による場合は、1 か月あたり 100 時間未満とし、複数月平均で 80 時間、1 年間あたり 720 時間を超えないものとし、また 45 時間を超える月は 6 月までとする〕

具体的目標

- ☑ 令和 4 年度末までに複数月平均の超過勤務時間^注 80 時間を超える教員数 0 人を目指す
 - ☑ 1 人 1 か月あたりの超過勤務時間^注 を前年度比 20% 削減する
 - ☑ 1 人 1 か月あたりの超過勤務時間^注 が 80 時間を超える教員数を前年度比 40% 減とする

注 … いずれも「在校等時間における超過勤務時間」を対象とする

※ 1 **在校等時間**とは・・・

文部科学省が告示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和 2 年 1 月 17 日告示）において、以下のとおり定義されています。

「超勤 4 項目」以外の業務を行う時間も含め、**教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする。**

具体的には、「超勤 4 項目」以外の業務を行う時間も含めて**教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。**

〈基本とする時間〉 在校している時間

〈加える時間〉 ① 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
② 各地方公共団体で定めるテレワークの時間

〈除く時間〉 ③ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（※自己申告による）
④ 休憩時間

※ 県教育委員会では、現在、各校で実施しているいわゆる「出退勤時刻調査」について、文部科学省が示した「在校等時間」の定義に基づく「在校等時間集計表」を来月中にも各県立学校に提示し、令和 2 年 4 月から新たな様式による在校等時間の集計・把握を行っていく予定です。

～『働き方改革プラン』令和2年度の重点取組み～

『働き方改革プラン（第Ⅰ期）』（令和2～4年度）で示した10本の柱に沿った取組みを行ってまいります。取組み初年度となる令和2年度については、特に下記の5項目に重点を置いた取組みを進めてまいります。

令和2年度の重点取組み

働き方改革プラン（第Ⅰ期）に掲げている10本の柱（重点取組み）に沿った改革を推進しながら、令和2年度の最重点課題として、以下の5項目に重点的に取り組むこととする

☑ 勤務時間に関する意識啓発と管理の徹底

- ☞ 教員一人一人の勤務時間管理に対する意識啓発と、管理職による教員一人一人の勤務時間の掌握の徹底に取り組む

☑ 教員が担うべき業務の明確化と適正化

- ☞ 「働き方改革の取組手引」を参考にしながら、教員の専門性を必要とする業務か否かを明確化し、学校や教員が担うべき業務について、適正化を図る

☑ 適切な部活動運営の推進

- ☞ 県教育委員会が策定した「部活動の在り方に関する方針」に準拠した適切な部活動運営に努め、教員の業務負担軽減に取り組む

☑ 教員の事務負担の軽減

- ☞ 人的支援の拡充、外部人材の積極的活用、校務分掌等の適切な配置、文書事務等の簡素化を図り、教員の事務負担軽減に取り組む

☑ 保護者・地域への周知と地域人材の活用

- ☞ 学校における働き方改革の推進について、保護者・地域に対する理解促進に取り組むとともに、地域人材との協働による学校運営の適切な在り方の検討・実践を進める

～『学校における働き方改革の取組手引き（二訂版）』～

『取組手引き』の再改訂にあたっては、すべての学校から、昨年度を上回る **792 件の事例** をご提供いただき、感謝申し上げます。H31年1月の改訂版に新たに40例を盛り込んだ『二訂版』を作成のうえ、公表する予定です。

令和元年度の取組み報告の中で特徴的だった事例

- ◇ 夏休み明けに行っていた水泳の記録会を1学期末に実施（小学校）
- ◇ PC持参等によるデジタル会議でのペーパーレス化と印刷時間削減（全校種）
- ◇ 校務支援ソフト導入による成績処理や出席簿管理の効率化（小中学校）
- ◇ スクール・サポート・スタッフや校務補助員等の人的支援による業務削減（全校種）
- ◇ 通知や留守番電話設置による勤務時間外の電話対応にかかる負担軽減（全校種）
- ◇ タイムレコーダー導入による客観的な勤務時間管理の徹底（一部の市町村や県立学校）
- ◇ 地域学校協働活動推進員、コーディネーター等の活用による地域との連携（小中学校）
- ◇ 一斉メールシステムや学校特化型連絡網の活用（全校種）
- ◇ 外部講師を招き、「学校における働き方改革の目的」の研修会を実施（小中学校）

『働き方改革通信』については県のホームページ（下記 URL）にも掲載しています
<https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700026/hatarakikata/dodanada.html>